

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)と
高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)の本文対比表

令和4年1月

国土交通省中国地方整備局

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)と高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)の本文対比表

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)【令和3年11月】	高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)【令和4年1月】
<p data-bbox="566 590 1101 835">高梁川水系河川整備計画 【大臣管理区間】 (変更) (原案)</p> <p data-bbox="724 1482 943 1520">令和3年11月</p> <p data-bbox="575 1640 1107 1682">国土交通省 中国地方整備局</p>	<p data-bbox="1893 590 2427 835">高梁川水系河川整備計画 【大臣管理区間】 (変更案) (案)</p> <p data-bbox="2050 1482 2270 1520">令和4年1月</p> <p data-bbox="1902 1640 2433 1682">国土交通省 中国地方整備局</p>

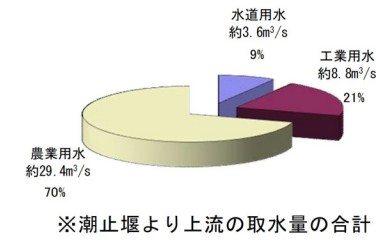
高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)【令和3年11月】

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)【令和4年1月】

1. 高梁川水系の概要

1.4 利水の経緯

高梁川及び小田川の水は多岐にわたって利用されており、大臣管理区間では、水道用水・工業用水として約12m³/sの許可水利と、農業用水としてかんがい面積約7,600ha、約29m³/sの許可水利があります。また、大臣管理区間より上流では、発電による水利用も行われています。



※潮止堰より上流の取水量の合計
図1.4.1 高梁川の水利用割合 (大臣管理区間)

(1) 水道用水

倉敷市をはじめとする岡山県南部地域への人口の集積に対応し、小阪部川ダム等による、水道用水の供給が行われています。

水道用水は、岡山県西部の倉敷市を始めとする9市3町が供給先となっており、一部は香川県島嶼部の直島町へも配水されています。(図1.4.3参照)

(2) 工業用水

高度経済成長期に河口部水島地区に全国屈指の規模の石油・鉄鋼等大型コンビナートが形成されました。その水源として、昭和39年度に河本ダムが完成し、河本ダム以降建設された複数のダムを主な水源として、水島地区以外にも玉島、児島、笠岡の各地で工業用水として使用されており、大部分は下流部の潮止堰の湛水域*で取水されています。(図1.4.4参照)

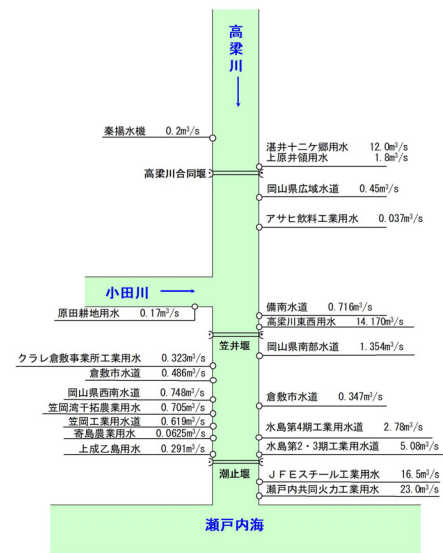


図1.4.2 大臣管理区間の水利模式図 H31.3.31 現在

* 湛水域：人工的な堰などの横断工作物や狭隘な地形によって、川の流れがほとんどなく水が貯まっているような状態の場所。

高梁川と水島工業地帯とのかかわり
(昭和8年) 旧東高梁川の廃川敷に倉敷絹織工場(現(株)クラレ)が開設
(昭和18年) 同川旧河口に三菱重工業(株)水島航空機製作所が開設(現三菱自動車工業(株))
(昭和28年~) 旧東高梁川河口部を浚渫して水島港を整備、高梁川の三角州の埋め立てにより工業用地を造成
(昭和40年) 河本ダム竣工 工業用水の供給開始
(昭和40年代) 水島地区におけるコンビナートの形成
(昭和43年) 新成羽川ダム竣工

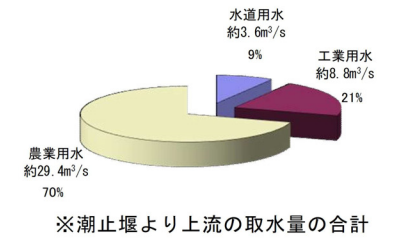
(3) 農業用水

高梁川は古くから沿川平野部の農業用水として水田を潤し、妹尾兼康が平安時代末期に現在の高梁川合同堰(湛井堰)付近に取水堰を築造した伝承が残されています。近世以降は下流干拓地のかんがい用水の取水元としてその重要度を高めていきました。

1. 高梁川水系の概要

1.4 利水の経緯

高梁川及び小田川の水は多岐にわたって利用されており、大臣管理区間では、水道用水・工業用水として約12m³/sの許可水利と、農業用水としてかんがい面積約7,600ha、約29m³/sの許可水利があります。また、大臣管理区間より上流では、発電による水利用も行われています。



※潮止堰より上流の取水量の合計
図1.4.1 高梁川の水利用割合 (大臣管理区間)

(1) 水道用水 **最新の状況を反映**

倉敷市をはじめとする岡山県南部地域への人口の集積に対応し、小阪部川ダム等による、水道用水の供給が行われています。

水道用水は、岡山県西部の倉敷市を始めとする**10市3町**が供給先となっており、一部は香川県島嶼部の直島町へも配水されています。(図1.4.3参照)

(2) 工業用水

高度経済成長期に河口部水島地区に全国屈指の規模の石油・鉄鋼等大型コンビナートが形成されました。その水源として、昭和39年度に河本ダムが完成し、河本ダム以降建設された複数のダムを主な水源として、水島地区以外にも玉島、児島、笠岡の各地で工業用水として使用されており、大部分は下流部の潮止堰の湛水域*で取水されています。(図1.4.4参照)

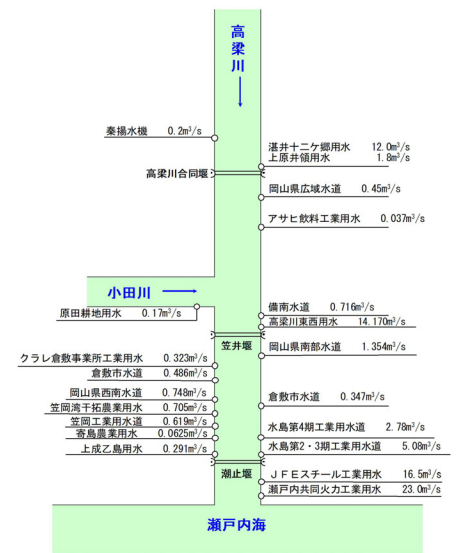


図1.4.2 大臣管理区間の水利模式図 H31.3.31 現在

* 湛水域：人工的な堰などの横断工作物や狭隘な地形によって、川の流れがほとんどなく水が貯まっているような状態の場所。

高梁川と水島工業地帯とのかかわり
(昭和8年) 旧東高梁川の廃川敷に倉敷絹織工場(現(株)クラレ)が開設
(昭和18年) 同川旧河口に三菱重工業(株)水島航空機製作所が開設(現三菱自動車工業(株))
(昭和28年~) 旧東高梁川河口部を浚渫して水島港を整備、高梁川の三角州の埋め立てにより工業用地を造成
(昭和40年) 河本ダム竣工 工業用水の供給開始
(昭和40年代) 水島地区におけるコンビナートの形成
(昭和43年) 新成羽川ダム竣工

(3) 農業用水

高梁川は古くから沿川平野部の農業用水として水田を潤し、妹尾兼康が平安時代末期に現在の高梁川合同堰(湛井堰)付近に取水堰を築造した伝承が残されています。近世以降は下流干拓地のかんがい用水の取水元としてその重要度を高めていきました。

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)と高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)の本文対比表

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)【令和3年11月】

1. 高梁川水系の概要

1 農業用水の主な取水施設には、下流から潮止堰、笠井堰、高梁川合同堰（湛
2 井堰）があり、岡山平野西部の大部分をかんがい区域としています。また、笠
3 岡湾干拓農業用水・寄島農業用水等遠隔地へも送水しています。(図1.4.5 参照)

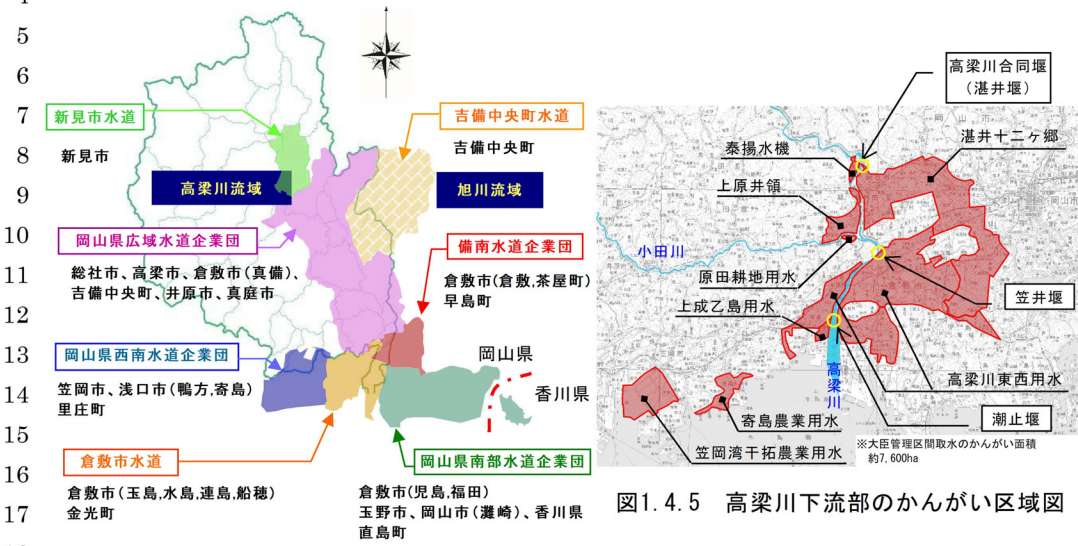


図1.4.5 高梁川下流部のかんがい区域図

図1.4.3 高梁川を水源とする上水道の給水区域



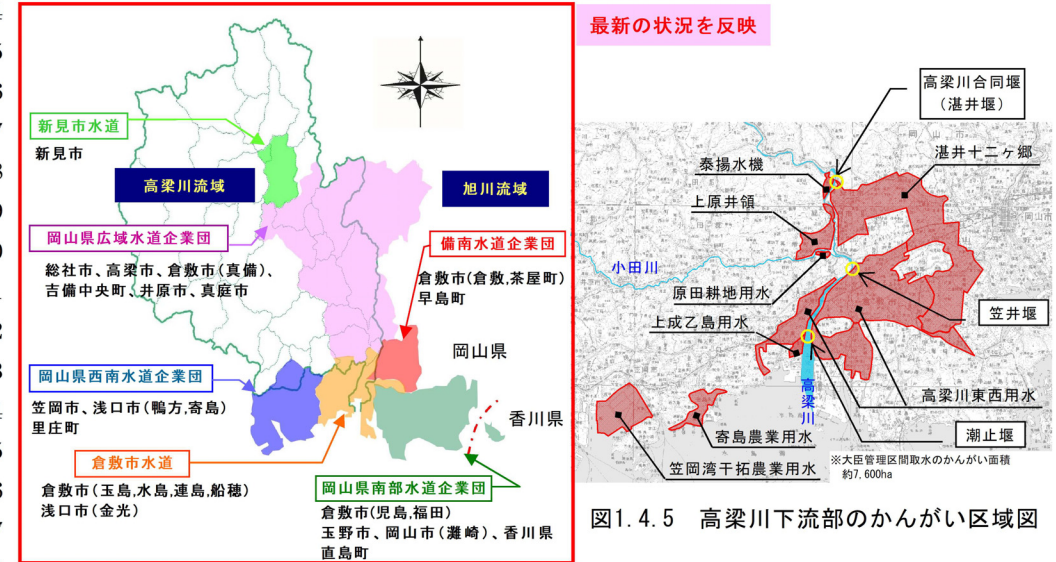
図1.4.4 工業用水道の幹線平面図

出典：企業局概要（岡山県企業局）をもとに作図

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)【令和4年1月】

1. 高梁川水系の概要

1 農業用水の主な取水施設には、下流から潮止堰、笠井堰、高梁川合同堰（湛
2 井堰）があり、岡山平野西部の大部分をかんがい区域としています。また、笠
3 岡湾干拓農業用水・寄島農業用水等遠隔地へも送水しています。(図1.4.5 参照)



最新の状況を反映

図1.4.5 高梁川下流部のかんがい区域図

図1.4.3 高梁川を水源とする上水道の給水区域



最新の状況を反映

図1.4.4 工業用水道の幹線平面図

出典：企業局概要（岡山県企業局）をもとに作図

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)と高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)の本文対比表

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)【令和3年11月】

2. 高梁川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題

2.3.1 自然環境

(1) 動植物の生息・生育・繁殖の現状

高梁川及び小田川の一部は「日本の重要湿地 500」(環境省)に選定されるとともに、河口付近には干潟が、酒津付近には山地から水域まで連続する自然地形が残される等、貴重で多様性に富んだ良好な自然環境が形成されています。

高梁川及び小田川の大員管理区間において「河川水辺の国勢調査」で確認されている動植物の種数は表 2.3.1 に示すとおりです。

表 2.3.1 高梁川水系(大臣管理区間)で確認している動植物の種数

分類群	近年の調査時期	確認種数
植物	平成 25 年度	109科590種
哺乳類	平成 30 年度	5目8科11種
鳥類	平成 27 年度	13目34科110種
爬虫類	平成 30 年度	2目6科7種
両生類	平成 30 年度	1目4科6種
魚類	平成 29 年度	12目28科81種
陸上昆虫類	令和 2 年度	16目187科837種
底生動物	平成 28 年度	11綱38目123科232種

1) 高梁川下流部(感潮区間) 河口域から潮止堰(-5.2k~2.7k)

本区間は、海水と淡水が混ざる汽水域となり、干潮時には干潟が見られます。汽水域や干潟には、ヒイラギ、マハゼ、メナダ、トビハゼ等の汽水・海水魚やテッポウエビ、ハクセンシオマネキ、タカノケフサイソガニ等の甲殻類が生息して



高梁川 河口部



ハクセンシオマネキ[スナガニ科]

出典：岡山河川事務所

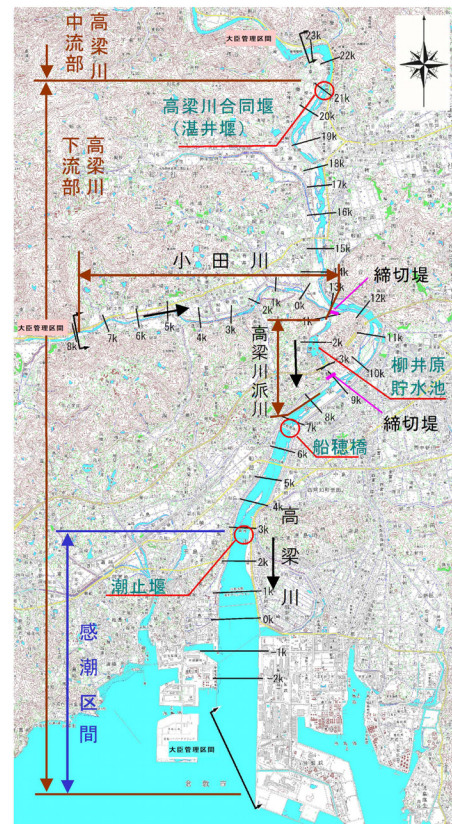


図 2.3.1 高梁川(大臣管理区間)の自然環境の区分

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)【令和4年1月】

2. 高梁川の現状と課題

2.3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題

2.3.1 自然環境

(1) 動植物の生息・生育・繁殖の現状 最新の状況を反映

高梁川及び小田川の一部は「**生物多様性の観点から重要度の高い湿地**」(環境省)に選定されるとともに、河口付近には干潟が、酒津付近には山地から水域まで連続する自然地形が残される等、貴重で多様性に富んだ良好な自然環境が形成されています。

高梁川及び小田川の大員管理区間において「河川水辺の国勢調査」で確認されている動植物の種数は表 2.3.1 に示すとおりです。

表 2.3.1 高梁川水系(大臣管理区間)で確認している動植物の種数

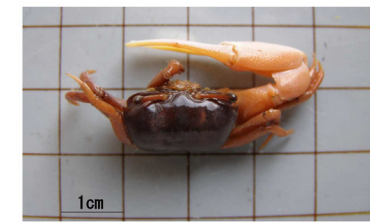
分類群	近年の調査時期	確認種数
植物	平成 25 年度	109科590種
哺乳類	平成 30 年度	5目8科11種
鳥類	平成 27 年度	13目34科110種
爬虫類	平成 30 年度	2目6科7種
両生類	平成 30 年度	1目4科6種
魚類	平成 29 年度	12目28科81種
陸上昆虫類	令和 2 年度	16目187科837種
底生動物	平成 28 年度	11綱38目123科232種

1) 高梁川下流部(感潮区間) 河口域から潮止堰(-5.2k~2.7k)

本区間は、海水と淡水が混ざる汽水域となり、干潮時には干潟が見られます。汽水域や干潟には、ヒイラギ、マハゼ、メナダ、トビハゼ等の汽水・海水魚やテッポウエビ、ハクセンシオマネキ、タカノケフサイソガニ等の甲殻類が生息して



高梁川 河口部



ハクセンシオマネキ[スナガニ科]

出典：岡山河川事務所



図 2.3.1 高梁川(大臣管理区間)の自然環境の区分

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)と高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)の本文対比表

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)【令和3年11月】

2. 高梁川の現状と課題

2.3.4 水質

水質保全の目標となる水質汚濁に係る環境基準*の水域類型指定**は、高梁川の河口から高梁川合同堰(湛井堰)までと、小田川の下流端から淀平堰までがB類型***に指定されています。また、高梁川の高梁川合同堰(湛井堰)から上流及び小田川の淀平堰から上流はそれぞれA類型***に指定されています。

高梁川の水質は、水質汚濁の代表指標であるBODについて見ると、近年では環境基準を満足し、概ね良好な水質を維持しています。

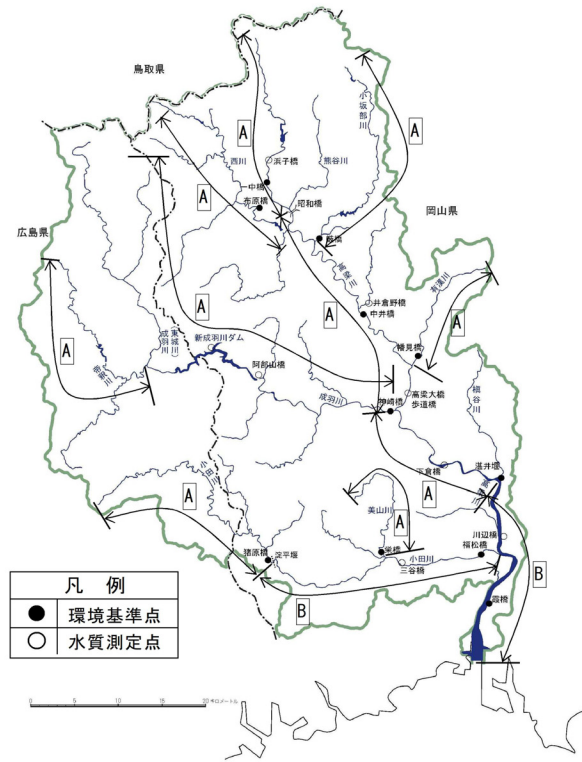


図 2.3.4 高梁川水系水質調査地点及び類型指定図

* 水質汚濁に係る環境基準：環境基準法に基づき、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたもの。水域類型ごとに基準値を定められており、都道府県知事が具体的な個々の水域の類型を決定。
 ** 水域類型指定：環境基準で定めた類型を水域で指定すること。
 *** A 類型、B 類型：A 類型は BOD 2 mg/l 以下、B 類型は BOD 3 mg/l 以下。

※「BOD」については次ページの注釈参照。

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)【令和4年1月】

2. 高梁川の現状と課題

2.3.4 水質

水質保全の目標となる水質汚濁に係る環境基準*の水域類型指定**は、高梁川の河口から高梁川合同堰(湛井堰)までと、小田川の下流端から淀平堰までがB類型***に指定されています。また、高梁川の高梁川合同堰(湛井堰)から上流及び小田川の淀平堰から上流はそれぞれA類型***に指定されています。

高梁川の水質は、水質汚濁の代表指標であるBODについて見ると、近年では環境基準を満足し、概ね良好な水質を維持しています。

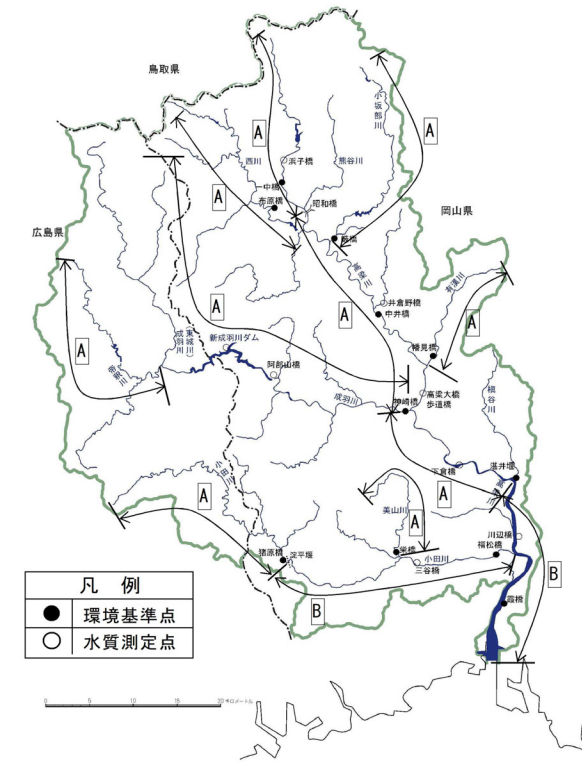


図 2.3.4 高梁川水系水質調査地点及び類型指定図

誤記を修正、表記の適正化



* 水質汚濁に係る環境基準：環境基本法に基づき、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたもの。水域類型ごとに基準値が定められており、都道府県知事等が具体的な個々の水域の類型を決定。
 ** 水域類型指定：環境基準で定めた類型を水域で指定すること。
 *** A 類型、B 類型：A 類型は BOD 2 mg/l 以下、B 類型は BOD 3 mg/l 以下。

※「BOD」については次ページの注釈参照。

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)と高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)の本文対比表

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)【令和3年11月】	高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)【令和4年1月】																																																
<p>2. 高梁川の現状と課題</p> <p>1 2.4 河川維持管理に関する現状と課題</p> <p>2 高梁川においては河川巡視、施設の点検、河道断面等の測量、水位の観測等</p> <p>3 によって、河道、河川管理施設*の状況の把握に努めています。</p> <p>4 把握した結果に基づいて、河積の確保、堤防の高さ・形状の維持、適正な河</p> <p>5 川利用、自然環境の保全等を図っています。また、関係者間の情報共有・協議、</p> <p>6 河川管理施設の適切な操作、水質汚染の原因物質の除去等の対応を行い、治水、</p> <p>7 利水、環境に関する河川の適正な機能が発揮されるよう河川管理者として努め</p> <p>8 ています。</p> <p>9 (1)河道及び施設の管理</p> <p>10 1)河道の管理</p> <p>11 河道内に堆積した土砂及び繁茂した樹木により、河積が減少し、洪水の流下</p> <p>12 阻害となる恐れがあります。また、排水門からの排水の阻害となることもあり</p> <p>13 ます。樹木により洪水の流れが阻害されると、水位が上昇したり、流れに乱れ</p> <p>14 を生じたりと、堤防が危険な状態になる恐れがあります。さらに樹木は、景観</p> <p>15 の悪化、河川巡視時や監視カメラの見通しの妨げを引き起こす場合があります。</p> <p>16 このため、堆積土砂・樹木について、計画的に除去・伐採等の維持管理を実</p> <p>17 施しています。</p> <p>18 高梁川の河床は近年安定していますが、洪水等により樹林への土砂堆積が生</p> <p>19 じることがあります。土砂の堆積は偶発的に発生し、樹木の繁茂は経年的に進</p> <p>20 行するため、堆積土砂の監視・対応や樹木の再繁茂抑制等の計画的な河道の管</p> <p>21 理が重要です。</p> <p>22 * 河川管理施設：堰、水門、堤防、護岸、床止めなどの施設のことで、河川管理者が設置及び管理</p> <p>23 します。河川の流量や水位を安定させたり、洪水による被害防止などの機能を持っています。</p> <p>24</p> <p>25</p> <p>26 2)河川管理施設の管理</p> <p>27 河川管理施設の機能維持のため、堤防や護岸等の河川管理施設を、巡視・点</p> <p>28 検・補修しています。現在、大臣管理区間において管理している河川管理施設</p> <p>29 の施設数を下表に示します。</p> <p>30</p> <p>31 表 2.4.1 河川管理施設の施設数等(令和2年度末時点)</p> <table border="1" data-bbox="379 1465 1163 1633"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>堤防 (延長)</th> <th>堰 (潮止堰)</th> <th>排水門</th> <th>排水 ポンプ場</th> <th>施設数計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高梁川</td> <td>58.3km</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>小田川</td> <td>16.2km</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>1</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>74.5km</td> <td>1</td> <td>28</td> <td>2</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p style="text-align: center;">48</p>	施設名	堤防 (延長)	堰 (潮止堰)	排水門	排水 ポンプ場	施設数計	高梁川	58.3km	1	6	1	8	小田川	16.2km	0	22	1	23	計	74.5km	1	28	2	31	<p>2. 高梁川の現状と課題</p> <p>1 2.4 河川維持管理に関する現状と課題</p> <p>2 高梁川においては河川巡視、施設の点検、河道断面等の測量、水位の観測等</p> <p>3 によって、河道、河川管理施設*の状況の把握に努めています。</p> <p>4 把握した結果に基づいて、河積の確保、堤防の高さ・形状の維持、適正な河</p> <p>5 川利用、自然環境の保全等を図っています。また、関係者間の情報共有・協議、</p> <p>6 河川管理施設の適切な操作、水質汚染の原因物質の除去等の対応を行い、治水、</p> <p>7 利水、環境に関する河川の適正な機能が発揮されるよう河川管理者として努め</p> <p>8 ています。</p> <p>9 (1)河道及び施設の管理</p> <p>10 1)河道の管理</p> <p>11 河道内に堆積した土砂及び繁茂した樹木により、河積が減少し、洪水の流下</p> <p>12 阻害となる恐れがあります。また、排水門からの排水の阻害となることもあり</p> <p>13 ます。樹木により洪水の流れが阻害されると、水位が上昇したり、流れに乱れ</p> <p>14 を生じたりと、堤防が危険な状態になる恐れがあります。さらに樹木は、景観</p> <p>15 の悪化、河川巡視時や監視カメラの見通しの妨げを引き起こす場合があります。</p> <p>16 このため、堆積土砂・樹木について、計画的に除去・伐採等の維持管理を実</p> <p>17 施しています。</p> <p>18 高梁川の河床は近年安定していますが、洪水等により樹林帯等への経年的な</p> <p>19 土砂堆積や、河岸崩壊などによる偶発的な土砂堆積が発生することがあるため、</p> <p>20 堆積土砂の監視・対応や樹木の再繁茂抑制等の計画的な河道の管理が重要です。</p> <p>21 * 河川管理施設：堰、水門、堤防、護岸、床止めなどの施設のことで、河川管理者が設置及び管理</p> <p>22 します。河川の流量や水位を安定させたり、洪水による被害防止などの機能を持っています。</p> <p>23</p> <p>24</p> <p>25 2)河川管理施設の管理</p> <p>26 河川管理施設の機能維持のため、堤防や護岸等の河川管理施設を、巡視・点</p> <p>27 検・補修しています。現在、大臣管理区間において管理している河川管理施設</p> <p>28 の施設数を下表に示します。</p> <p>29</p> <p>30 表 2.4.1 河川管理施設の施設数等(令和2年度末時点)</p> <table border="1" data-bbox="1697 1430 2481 1598"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>堤防 (延長)</th> <th>堰 (潮止堰)</th> <th>排水門</th> <th>排水 ポンプ場</th> <th>施設数計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高梁川</td> <td>58.3km</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>小田川</td> <td>16.2km</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>1</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>74.5km</td> <td>1</td> <td>28</td> <td>2</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table> <p>31</p> <p>32</p> <p>33</p> <p>34</p> <p style="text-align: center;">48</p>	施設名	堤防 (延長)	堰 (潮止堰)	排水門	排水 ポンプ場	施設数計	高梁川	58.3km	1	6	1	8	小田川	16.2km	0	22	1	23	計	74.5km	1	28	2	31
施設名	堤防 (延長)	堰 (潮止堰)	排水門	排水 ポンプ場	施設数計																																												
高梁川	58.3km	1	6	1	8																																												
小田川	16.2km	0	22	1	23																																												
計	74.5km	1	28	2	31																																												
施設名	堤防 (延長)	堰 (潮止堰)	排水門	排水 ポンプ場	施設数計																																												
高梁川	58.3km	1	6	1	8																																												
小田川	16.2km	0	22	1	23																																												
計	74.5km	1	28	2	31																																												

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)と高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)の本文対比表

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)【令和3年11月】	高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)【令和4年1月】
<p style="text-align: center;">2. 高梁川の現状と課題</p> <p>1 (3) 外来種</p> <p>2 高梁川には、特定外来生物として、植物ではオオキンケイギク、オオハongo</p> <p>3 ウソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャが、潮止堰より上流の</p> <p>4 河川敷に生育しています。また魚類では、ブルーギル、オオクチバスが、潮止</p> <p>5 堰の湛水域等に生息しています。</p> <p>6 外来種により、在来の生物種の駆逐、生態系のバランスの崩壊、在来種の遺</p> <p>7 伝的な独自性の喪失などの悪影響が懸念されます。このため、河川水辺の国勢</p> <p>8 調査により外来種の状況を把握しています。</p> <p>9</p> <p>10 (4) 河川空間の管理</p> <p>11 河川敷の利用施設では、施設の破損、樹木や草本の繁茂により、水辺や河川</p> <p>12 敷の利用に支障をきたす場合があります。このため、占有者に対して施設の点</p> <p>13 検、修復、伐木あるいは除草を行うよう指導し、河川の適正な利用、管理の促</p> <p>14 進に努めています。</p> <p>15 高梁川及び小田川の大管管理区間の河川敷には、占有許可を受けた地方公共</p> <p>16 団体等によって運動広場や公園等が整備されています。これらの施設の休憩所、</p> <p>17 仮設トイレ、バックネット等の大型の工作物は、洪水時には流出して堤防・護</p> <p>18 岸を損傷したり、橋脚等へ掛かって洪水の流れを妨げたりすることが懸念され</p> <p>19 ます。洪水時にはこれら工作物が占有者によって円滑に撤去されるよう、毎年</p> <p>20 出水期*の前に工作物の撤去訓練を指導しています。このように、治水面、利用</p> <p>21 面、自然環境面に配慮した上で、河川敷の施設占有の利用内容及び洪水時対応</p> <p>22 について許認可、指導を通じて管理しています。</p> <p>23 高梁川では水上スポーツ等による水辺や水面の利用者が多いことから、安全</p> <p>24 確保のため、河川情報の提供、危険箇所への看板設置等による安全な利用への</p> <p>25 配慮を行っています。水辺や水面等の河川利用時の水難事故防止のために、安</p> <p>26 全利用点検を所轄警察署や消防署と共同で行い、危険箇所を把握するとともに</p> <p>27 必要な措置をとっています。</p> <p>28</p> <p>29 </p> <p>30 * 出水期：前線や台風の大雨により川が増水しやす</p> <p>31 い時期を言います。高梁川では、6月16日から</p> <p>32 10月20日と定めています。</p> <p>33</p> <p>34 霞橋ゴルフ場上屋の撤去訓練</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p> <p>38</p> <p style="text-align: center;">51</p>	<p style="text-align: center;">2. 高梁川の現状と課題</p> <p>1 (3) 外来種 誤記を修正</p> <p>2 高梁川には、特定外来生物として、植物ではオオキンケイギク、オオハongo</p> <p>3 ソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャが、潮止堰より上流の</p> <p>4 河川敷に生育しています。また魚類では、ブルーギル、オオクチバスが、潮止</p> <p>5 堰の湛水域等に生息しています。</p> <p>6 外来種により、在来の生物種の駆逐、生態系のバランスの崩壊、在来種の遺</p> <p>7 伝的な独自性の喪失などの悪影響が懸念されます。このため、河川水辺の国勢</p> <p>8 調査により外来種の状況を把握しています。</p> <p>9</p> <p>10 (4) 河川空間の管理</p> <p>11 河川敷の利用施設では、施設の破損、樹木や草本の繁茂により、水辺や河川</p> <p>12 敷の利用に支障をきたす場合があります。このため、占有者に対して施設の点</p> <p>13 検、修復、伐木あるいは除草を行うよう指導し、河川の適正な利用、管理の促</p> <p>14 進に努めています。</p> <p>15 高梁川及び小田川の大管管理区間の河川敷には、占有許可を受けた地方公共</p> <p>16 団体等によって運動広場や公園等が整備されています。これらの施設の休憩所、</p> <p>17 仮設トイレ、バックネット等の大型の工作物は、洪水時には流出して堤防・護</p> <p>18 岸を損傷したり、橋脚等へ掛かって洪水の流れを妨げたりすることが懸念され</p> <p>19 ます。洪水時にはこれら工作物が占有者によって円滑に撤去されるよう、毎年</p> <p>20 出水期*の前に工作物の撤去訓練を指導しています。このように、治水面、利用</p> <p>21 面、自然環境面に配慮した上で、河川敷の施設占有の利用内容及び洪水時対応</p> <p>22 について許認可、指導を通じて管理しています。</p> <p>23 高梁川では水上スポーツ等による水辺や水面の利用者が多いことから、安全</p> <p>24 確保のため、河川情報の提供、危険箇所への看板設置等による安全な利用への</p> <p>25 配慮を行っています。水辺や水面等の河川利用時の水難事故防止のために、安</p> <p>26 全利用点検を所轄警察署や消防署と共同で行い、危険箇所を把握するとともに</p> <p>27 必要な措置をとっています。</p> <p>28</p> <p>29 </p> <p>30 * 出水期：前線や台風の大雨により川が増水しやす</p> <p>31 い時期を言います。高梁川では、6月16日から</p> <p>32 10月20日と定めています。</p> <p>33</p> <p>34 霞橋ゴルフ場上屋の撤去訓練</p> <p>35</p> <p>36</p> <p>37</p> <p>38</p> <p style="text-align: center;">51</p>

2. 高梁川の現状と課題

(5) 不法行為

許可施設以外への船舶等の係留は、洪水時や高潮時の流出によって河川管理施設や許可工作物を損傷するおそれや、水面利用の支障、景観を損ねる等の問題があり、岡山県によって高梁川近傍の港湾に係留施設を整備する等が行われています。

高梁川及び小田川では、ゴミ等の不法投棄が確認されており、護岸の損傷や洪水の安全な流下の妨げ、河川環境及び景観の悪化が懸念されます。



小型船舶係留施設(乙島西地区)
(岡山県管理・収容94隻)



不法投棄の状況(高梁川)

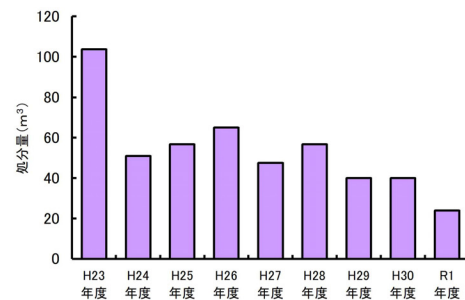


図 2.4.3 高梁川及び小田川のゴミ処分量
(大臣管理区間)

(6) 水質

水質については、定期的に水質観測を行い、岡山県による観測結果と合わせて状況を把握しています。

2. 高梁川の現状と課題

(5) 不法行為

許可施設以外への船舶等の係留は、洪水時や高潮時の流出によって河川管理施設や許可工作物を損傷するおそれや、水面利用の支障、景観を損ねる等の問題があり、岡山県によって高梁川近傍の港湾に係留施設を整備する等が行われています。

高梁川及び小田川では、ゴミ等の不法投棄が確認されており、護岸の損傷や洪水の安全な流下の妨げ、河川環境及び景観の悪化が懸念されます。



小型船舶係留施設(乙島西地区)



不法投棄の状況(高梁川)

表記の適正化(岡山県管理)

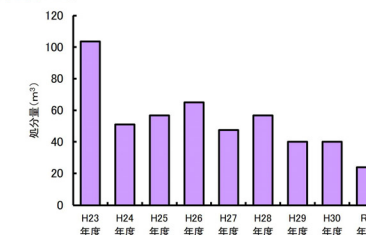


図 2.4.3 高梁川及び小田川のゴミ処分量
(大臣管理区間)

(6) 水質

水質については、定期的に水質観測を行い、岡山県による観測結果と合わせて状況を把握しています。

(7) 漂流ゴミ等 委員の意見を反映

海洋プラスチックを含む漂流ゴミ等については、生態系、船舶航行、観光・漁業、沿岸域居住環境に影響を及ぼすことが近年問題になっており、これら漂流ゴミ等の大半が陸域から河川を経由して流出していると言われています。また、令和3年6月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法では、国と地方公共団体が連携し、漂流ゴミ等の除去に加えて発生の抑制等についても対策に必要な措置を講ずるように努めるものとされているところです。

河川ゴミは、河川環境及び景観に影響するとともに、海域への漂流が懸念されることから、河川愛護や環境保全の観点から関係自治体や団体等と連携を図りながら、日常的な河川巡視等による監視、清掃活動や啓発活動を実施するなど、引き続き適切な河川管理が求められています。

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)と高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)の本文対比表

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)【令和3年11月】

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)【令和4年1月】

3. 河川整備計画の基本事項

3. 河川整備計画の基本事項

3.2 河川整備の計画対象区間

3.2 河川整備の計画対象区間

本計画の対象区間は、高梁川水系高梁川、小田川、高梁川派川のうち、大臣管理区間である36.4kmを対象とします。

本計画の対象区間は、高梁川水系高梁川、小田川、高梁川派川のうち、大臣管理区間である36.4kmを対象とします。

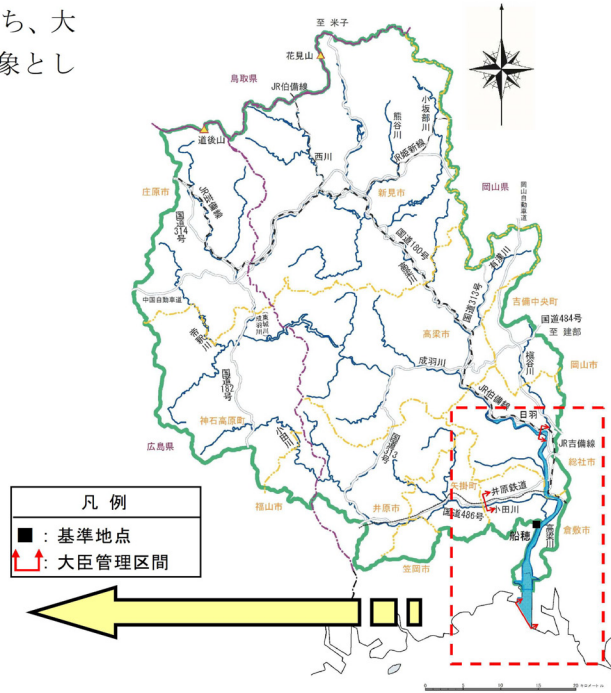
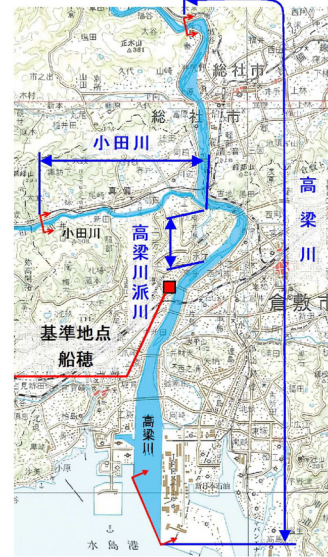


図 3.2.1 河川整備の計画対象区間

図 3.2.1 河川整備の計画対象区間

表 3.2.1 河川整備の計画対象区間

表 3.2.1 河川整備の計画対象区間

分類	河川名	区 間		指定延長 (km)
		上流端	下流端	
本川	高梁川	総社市大字穴栗字杖ノ元 564 番の 1 地先の豪漢泰橋	海に至る	26.5
支川	小田川	左岸：倉敷市真備町大字妹字市場 3110 番の 2 地先 右岸：同市同町同大字字猿掛 3367 番の 1 地先	高梁川への合流点	7.9
派川	高梁川派川	高梁川からの分派点	高梁川への合流点	2.0
	合計			36.4

分類	河川名	区 間		指定延長 (km)
		上流端	下流端	
本川	高梁川	総社市大字穴栗字杖ノ元 564 番の 1 地先の豪漢泰橋	海に至る	26.5
支川	小田川	左岸：倉敷市真備町大字妹字市場 3110 番の 2 地先 右岸：同市同町同大字字猿掛 3367 番の 1 地先	高梁川への合流点	7.9
派川	高梁川派川	高梁川からの分派点	高梁川への合流点	2.0
	合計			36.4

注) 左岸(右岸): 河川を上流から下流に向かって眺めて左側(右側)のことを言います。

注) 左岸(右岸): 河川を上流から下流に向かって眺めて左側(右側)のことを言います。

3.3 河川整備の計画対象期間

3.3 河川整備の計画対象期間

本計画の対象期間は、概ね30年間とします。

本計画の対象期間は、概ね30年間とします。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済の状況、自然環境の状況、河道の状況等を前提として策定するものであり、策定後の洪水やこれらの状況変化等のほか、事業実施後の河川環境に係わるモニタリング結果や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて見直しを行います。すなわち、将来の新たな知見を反映させつつ、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のPDCAサイクルを考慮して進めるものとします。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済の状況、自然環境の状況、河道の状況等を前提として策定するものであり、策定後の洪水やこれらの状況変化等のほか、事業実施後の河川環境に係わるモニタリング結果や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて見直しを行います。すなわち、将来の新たな知見を反映させつつ、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のPDCAサイクルを考慮して進めるものとします。

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)と高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)の本文対比表

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)【令和3年11月】

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)【令和4年1月】

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4. 河川整備計画の目標に関する事項

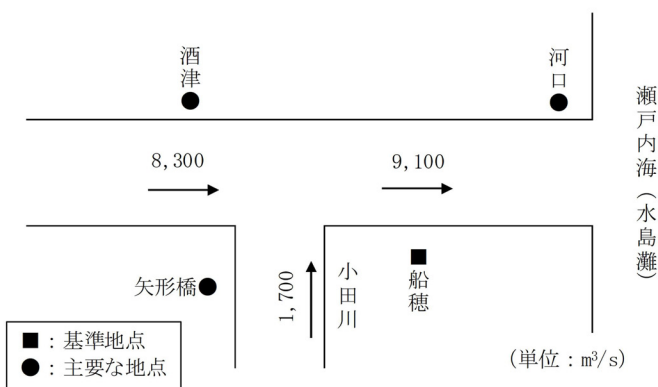
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20



図 4.1.1 整備目標の地区分割

表 4.1.1 河道の目標流量

河川名	河道の目標流量 (m³/s)	地点名	備考
高梁川	9,100	船穂	基準地点
	8,300	酒津	主要な地点
小田川	1,700	矢形橋	主要な地点



※小田川合流点付替え後の流量

図 4.1.2 河道の目標流量図

21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

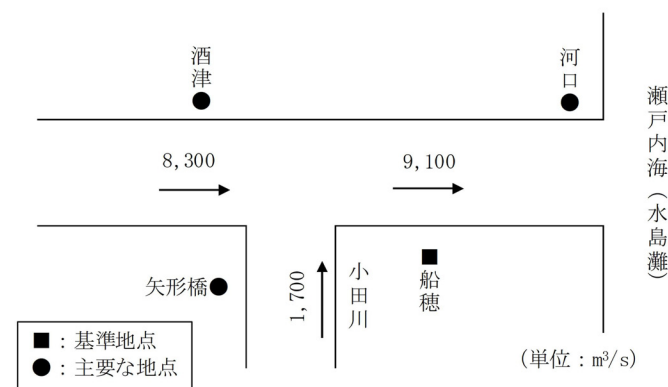
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20



図 4.1.1 整備目標の地区分割

表 4.1.1 河道の目標流量

河川名	河道の目標流量 (m³/s)	地点名	備考
高梁川	9,100	船穂	基準地点
	8,300	酒津	主要な地点
小田川	1,700	矢形橋	主要な地点



※小田川合流点付替え後の流量

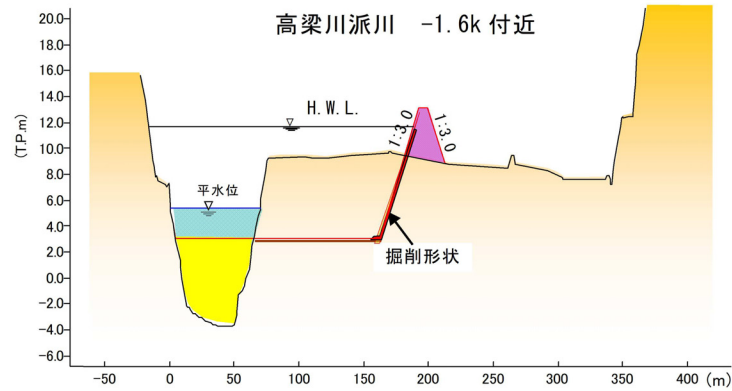
図 4.1.2 河道の目標流量図

21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)と高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)の本文対比表

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)【令和3年11月】

5. 河川の整備の実施に関する事項



注) 築堤については、今後地域住民の皆様のご意見を伺いながら具体的な形状を決定するため、上図と変わる可能性もあります。

図 5.1.35 小田川合流点付替えのイメージ図

実施にあたっては以下の点に配慮して、洪水を安全に流下できる河道を整備します。

- ・付替え後の合流点における、高梁川の堤防への影響
- ・現在の貯水池と交差する JR 山陽新幹線及び山陽自動車道橋梁への影響
- ・小田川と高梁川を分離する新たな堤防の安全性

また、小田川合流点付替え後の本川及び小田川の河床や水位・流速の変動状況・河川管理施設等への影響、周辺の環境や土地利用への影響を調査、検討し、必要に応じて適切な対応策を実施します。

特に河川整備に伴い、在来のタナゴ類やアサザ等をはじめとする動植物の生息・生育・繁殖環境に影響を与える場合には、適切な環境保全措置を講じ、良好な河川環境の保全・再生を図ります。

さらに、在来水生生物の生息環境が確保され、多様な生物群集が形成されるよう、魚類等の上下流への移動確保や外来種対策を行います。

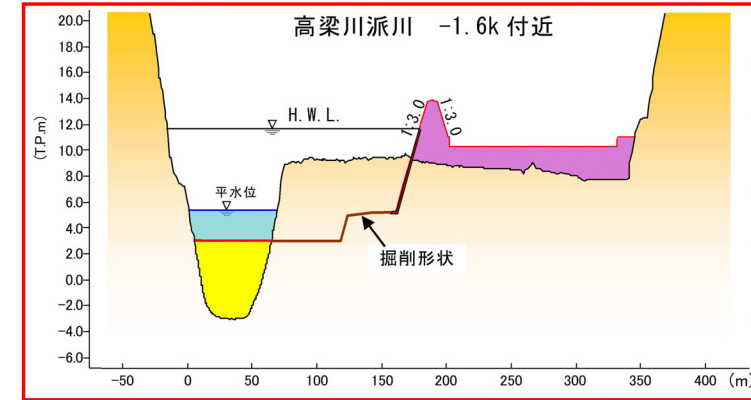
河川空間の整備にあたっては、地域の意見や要望を踏まえ、親水性を持った堤防護岸等の整備を行います。

(8) 施設の能力を上回る洪水への対策

氾濫リスクが高いにも関わらず、その事象が当面解消困難な区間であって、河川堤防が決壊した場合に甚大な被害が発生するおそれがある区間において、計画的な治水対策に加え、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより被害をできるだけ軽減することを目的に、河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防を、減災対策の一つとして検討・整備します。

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)【令和4年1月】

5. 河川の整備の実施に関する事項



注) 築堤については、今後地域住民の皆様のご意見を伺いながら具体的な形状を決定するため、上図と変わる可能性もあります。

図 5.1.35 小田川合流点付替えのイメージ図

実施にあたっては以下の点に配慮して、洪水を安全に流下できる河道を整備します。

- ・付替え後の合流点における、高梁川の堤防への影響
- ・現在の貯水池と交差する JR 山陽新幹線及び山陽自動車道橋梁への影響
- ・小田川と高梁川を分離する新たな堤防の安全性

また、小田川合流点付替え後の本川及び小田川の河床や水位・流速の変動状況・河川管理施設等への影響、周辺の環境や土地利用への影響を調査、検討し、必要に応じて適切な対応策を実施します。

特に河川整備に伴い、在来のタナゴ類やアサザ等をはじめとする動植物の生息・生育・繁殖環境に影響を与える場合には、適切な環境保全措置を講じ、良好な河川環境の保全・再生を図ります。



さらに、在来水生生物の生息環境が確保され、多様な生物群集が形成されるよう、魚類等の上下流への移動確保や外来種対策を行います。

河川空間の整備にあたっては、地域の意見や要望を踏まえ、親水性を持った堤防護岸等の整備を行います。

(8) 施設の能力を上回る洪水への対策

氾濫リスクが高いにも関わらず、その事象が当面解消困難な区間であって、河川堤防が決壊した場合に甚大な被害が発生するおそれがある区間において、計画的な治水対策に加え、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより被害をできるだけ軽減することを目的に、河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防を、減災対策の一つとして検討・整備します。

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)と高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)の本文対比表

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)【令和3年11月】	高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)【令和4年1月】
<p style="text-align: center;">5. 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>1 (9) 広域防災対策</p> <p>2 1) 防災活動拠点の整備</p> <p>3 河川情報の発信や排水ポンプ車等災</p> <p>4 害対策車両の配備、水防活動、避難活動</p> <p>5 等の防災活動拠点として、河川防災ステ</p> <p>6 ーション*を整備します。</p> <p>7 河川防災ステーションでは、災害時</p> <p>8 における水防活動や応急復旧のための</p> <p>9 水防作業ヤードの確保、土砂・土のう・</p> <p>10 根固めブロック等の水防資機材を備蓄</p> <p>11 します。また、洪水時には自治体が行う</p> <p>12 水防活動を支援し、災害が発生した場合</p> <p>13 には緊急復旧などを行う基地としての</p> <p>14 機能を担い、関係機関と連携し適切に管</p> <p>15 理・運営することにより、危機管理体制</p> <p>16 の強化を図ります。</p> <p>17</p> <p>18 * 河川防災ステーション：水防活動を行う上で必要な土のうや根固めブロック等の緊急用資材の備</p> <p>19 蓄、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要なスペースを確保するもの。洪水時には市</p> <p>20 町村が行う水防活動を支援し、平常時には地域のレクリエーションの場や河川を中心とした文化</p> <p>21 活動の拠点として活用される施設である。</p> <p>22</p> <p>23</p> <p>24</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 5.1.36 柳井原地区河川防災ステーション (完成イメージ図)</p> </div> <p style="text-align: center;">91</p>	<p style="text-align: center;">5. 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>1 (9) 雨水出水(内水)対策 関係住民の意見を反映</p> <p>2 雨水出水(内水)による家屋の床上浸水等が頻発している地域については、</p> <p>3 支川管理者ならびに関係機関や地域と一体となって適切な役割分担のもと、必</p> <p>4 要に応じて、まちづくりや住まい方の工夫等を含め、浸水被害の軽減を目指し</p> <p>5 ます。</p> <p>6</p> <p>7 (10) 広域防災対策</p> <p>8 1) 防災活動拠点の整備</p> <p>9 河川情報の発信や排水ポンプ車等災</p> <p>10 害対策車両の配備、水防活動、避難活動</p> <p>11 等の防災活動拠点として、河川防災ステ</p> <p>12 ーション*を整備します。</p> <p>13 河川防災ステーションでは、災害時</p> <p>14 における水防活動や応急復旧のための</p> <p>15 水防作業ヤードの確保、土砂・土のう・</p> <p>16 根固めブロック等の水防資機材を備蓄</p> <p>17 します。また、洪水時には自治体が行う</p> <p>18 水防活動を支援し、災害が発生した場合</p> <p>19 には緊急復旧などを行う基地としての</p> <p>20 機能を担い、関係機関と連携し適切に管</p> <p>21 理・運営することにより、危機管理体制</p> <p>22 の強化を図ります。</p> <p>23</p> <p>24 * 河川防災ステーション：水防活動を行う上で必要な土のうや根固めブロック等の緊急用資材の備</p> <p>25 蓄、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要なスペースを確保するもの。洪水時には市</p> <p>26 町村が行う水防活動を支援し、平常時には地域のレクリエーションの場や河川を中心とした文化</p> <p>27 活動の拠点として活用される施設である。</p> <p>28</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 5.1.36 柳井原地区河川防災ステーション (完成イメージ図)</p> </div> <p style="text-align: center;">91</p>

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)と高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)の本文対比表

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更)(原案)【令和3年11月】	高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更案)(案)【令和4年1月】
<p style="text-align: center;">5. 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>1 2) 外来種対策</p> <p>2 河川固有の自然と生物多様性の保全のため、外来種対策を行います。</p> <p>3 河川工事等における外来種の導入や持ち出しの防止に努めるほか、「特定外来</p> <p>4 生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき国土交通大臣が</p> <p>5 主務大臣として防除の告示を行った陸生植物5種(オオキンケイギク、オオハ</p> <p>6 ンゴウソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ)については、河</p> <p>7 川管理行為(除草、運搬)を適切に実施するとともに、河川水辺の国勢調査に</p> <p>8 より分布等のモニタリングを行います。</p> <p>9 なお、取り組みにあたっては、外来種対策に対する市民の理解と協力をいた</p> <p>10 だくために、広報・啓発に努めます。</p> <p>11</p> <p>12 (6) 河川空間の維持管理</p> <p>13 1) 河川空間の適正な利用</p> <p>14 河川空間の利用の状況について、「川の通信</p> <p>15 簿調査」や「河川空間利用実態調査」等の実</p> <p>16 施により、定期的に評価、分析し、適正な利</p> <p>17 用が幅広く図られるよう、関係自治体等と連</p> <p>18 携を図ります。</p> <p>19 なお、河川敷地が適正に利用され良好な環</p> <p>20 境を保つためには、占用地の維持管理が適切</p> <p>21 に行われることが必要です。その占有者に対</p> <p>22 しては、施設の点検、修復、伐木あるいは除</p> <p>23 草の実施、占用施設の洪水時撤去等の安全面での管理体制および緊急時におけ</p> <p>24 る通報連絡体制の確立等を指導し、適正な維持管理の徹底を図ります。</p> <p>25</p> <p>26 2) 安全な利用についての配慮</p> <p>27 水辺や水面等の河川利用における水難事故</p> <p>28 の防止を目的とした安全利用点検を、所轄警</p> <p>29 察署や消防署と共同で実施します。</p> <p>30 また、河川利用の特に多い場所等で、利用</p> <p>31 に際し危険と思われる箇所が発見された場合</p> <p>32 には、河川管理施設の補修、占用施設の改善</p> <p>33 指導、注意を促す立て看板の設置等を行い、</p> <p>34 河川の安全な利用について配慮します。</p> <p>35</p> <p>36 3) 不法行為の防止</p> <p>37 河川敷地の無許可又は許可基準に反する工作物、大規模な捨土、盛土や掘削、</p> <p>38 不法係留等は、洪水の疎通の妨げとなったり、河川管理施設へ悪影響を与えたり</p> <p>39 する場合があります。</p> <p>40 これら不法行為の発見・是正のため、日常的な河川巡視等による監視を行い</p> <div data-bbox="952 810 1317 1062" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">テニスコート(高梁川)</p> <div data-bbox="952 1293 1317 1545" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">共同安全利用点検の状況(高梁川)</p>	<p style="text-align: center;">5. 河川の整備の実施に関する事項</p> <p>1 2) 外来種対策 誤記を修正</p> <p>2 河川固有の自然と生物多様性の保全のため、外来種対策を行います。</p> <p>3 河川工事等における外来種の導入や持ち出しの防止に努めるほか、「特定外来</p> <p>4 生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき国土交通大臣が</p> <p>5 主務大臣として防除の告示を行った陸生植物5種(オオキンケイギク、オオハ</p> <p>6 ンゴウソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ)については、河</p> <p>7 川管理行為(除草、運搬)を適切に実施するとともに、河川水辺の国勢調査に</p> <p>8 より分布等のモニタリングを行います。</p> <p>9 なお、取り組みにあたっては、外来種対策に対する市民の理解と協力をいた</p> <p>10 だくために、広報・啓発に努めます。</p> <p>11</p> <p>12 (6) 河川空間の維持管理</p> <p>13 1) 河川空間の適正な利用</p> <p>14 河川空間の利用の状況について、「川の通信</p> <p>15 簿調査」や「河川空間利用実態調査」等の実</p> <p>16 施により、定期的に評価、分析し、適正な利</p> <p>17 用が幅広く図られるよう、関係自治体等と連</p> <p>18 携を図ります。</p> <p>19 なお、河川敷地が適正に利用され良好な環</p> <p>20 境を保つためには、占用地の維持管理が適切</p> <p>21 に行われることが必要です。その占有者に対</p> <p>22 しては、施設の点検、修復、伐木あるいは除</p> <p>23 草の実施、占用施設の洪水時撤去等の安全面での管理体制および緊急時におけ</p> <p>24 る通報連絡体制の確立等を指導し、適正な維持管理の徹底を図ります。</p> <p>25</p> <p>26 2) 安全な利用についての配慮</p> <p>27 水辺や水面等の河川利用における水難事故</p> <p>28 の防止を目的とした安全利用点検を、所轄警</p> <p>29 察署や消防署と共同で実施します。</p> <p>30 また、河川利用の特に多い場所等で、利用</p> <p>31 に際し危険と思われる箇所が発見された場合</p> <p>32 には、河川管理施設の補修、占用施設の改善</p> <p>33 指導、注意を促す立て看板の設置等を行い、</p> <p>34 河川の安全な利用について配慮します。</p> <p>35</p> <p>36 3) 不法行為の防止</p> <p>37 河川敷地の無許可又は許可基準に反する工作物、大規模な捨土、盛土や掘削、</p> <p>38 不法係留等は、洪水の疎通の妨げとなったり、河川管理施設へ悪影響を与えたり</p> <p>39 する場合があります。</p> <p>40 これら不法行為の発見・是正のため、日常的な河川巡視等による監視を行い</p> <div data-bbox="2273 810 2638 1062" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">テニスコート(高梁川)</p> <div data-bbox="2273 1293 2638 1545" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">共同安全利用点検の状況(高梁川)</p>